

議題 2

議案第 28 号

平成 30 年 8 月 29 日提出

平成 31 年度から使用する広島市立中等教育学校（前期課程）用
教科用図書採択について

申請のとおり採択する。

平成31年度から使用する
広島市立中等教育学校（前期課程）用
教科用図書採択に係る資料

平成31年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

(1) 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）について

- ① 基礎・基本の定着
- ② 主体的に学習に取り組む工夫
- ③ 内容の構成・配列・分量
- ④ 内容の表現・表記
- ⑤ 言語活動の充実

(2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

- ① 内容の特徴・程度
- ② 内容の構成・配列・分量
- ③ 内容の表現・表記
- ④ 印刷・製本の状態

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

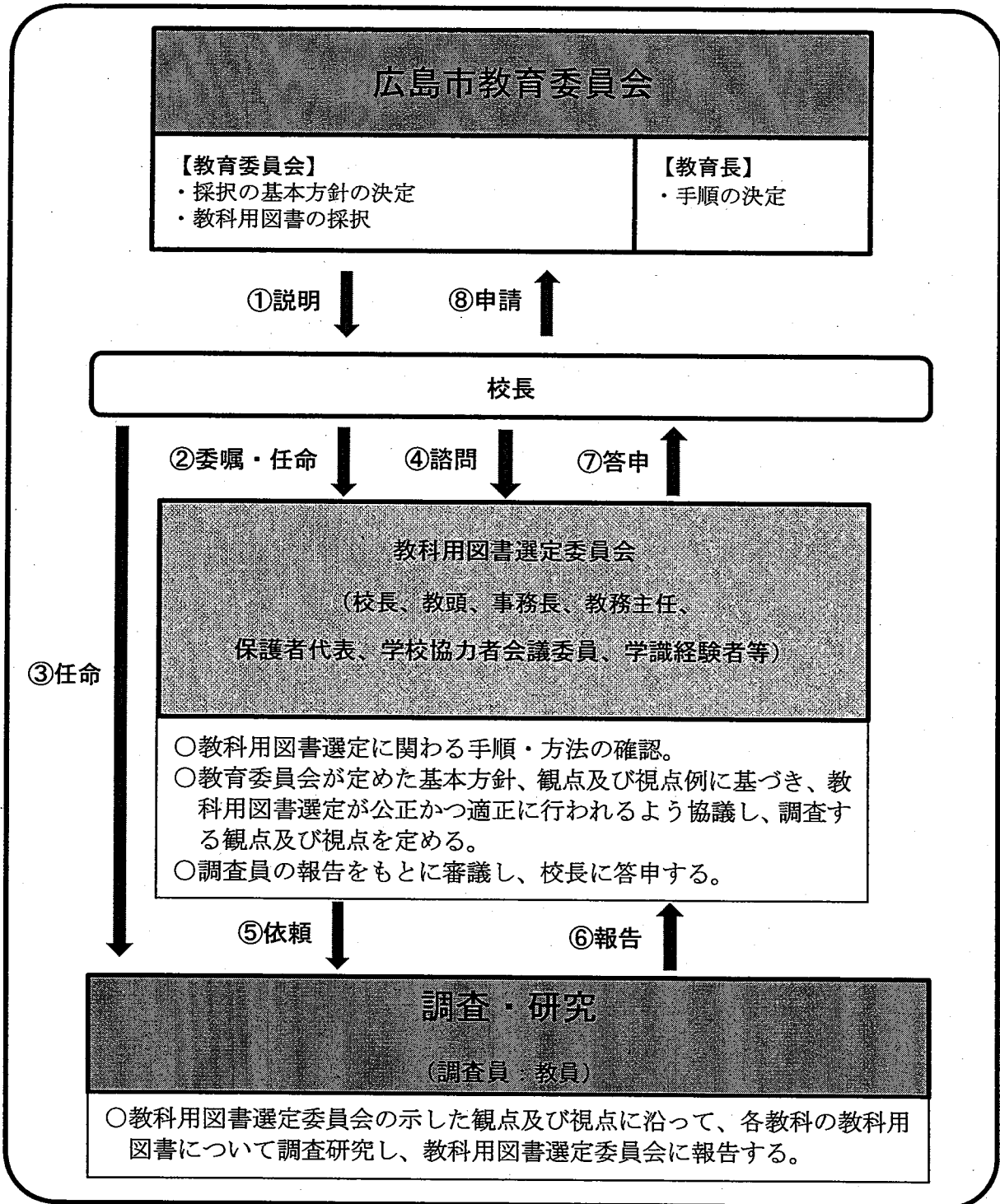
特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

※ 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条）

広島市立中等教育学校（前期課程）における教科用図書採択の手順



【参考】 関係法令：中等教育学校が学校ごとの教科書採択を実施する根拠について

「学校教育法施行規則」第109条

中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項

公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

平成31年度から使用する
広島市立中等教育学校（前期課程）用
教科用図書に係る学校別選定手順、
選定資料及び申請書等

(様式1)

平成30年8月3日

広島市教育長様
(学校教育部指導第二課)

学校名 広島市立広島中等教育学校

校長名 久保田 まゆみ

平成31年度使用中等教育学校(前期課程)用教科用図書選定手順(報告)

月日(曜日)	選定の手順・手続き等
5月31日(木)	<ul style="list-style-type: none">平成31年度使用高等学校・中等教育学校用教科用図書採択事務説明会に出席する。
6月1日(金)	<ul style="list-style-type: none">校長は、校内における平成31年度使用教科用図書選定に係る事務の推進を行うため「平成31年度使用教科用図書選定委員会」を組織する。
6月4日(月)	<ul style="list-style-type: none">選定委員会において、教科用図書選定が適正かつ公正に行われるよう協議し、調査の観点及び視点を決定する。校長は、調査員を任命する。選定委員会は、調査員に教科用図書を調査する観点及び視点を示す。
6月5日(火) ～	<ul style="list-style-type: none">調査員は、選定委員会の依頼に基づき、教科書目録に記載されている教科用図書について、調査研究を行う。
8月1日(水)	<ul style="list-style-type: none">調査員は、調査結果を選定委員に報告する。
8月1日(水)	<ul style="list-style-type: none">選定委員会を開催し、平成31年度使用教科用図書について審議し、その結果を校長に答申する。
8月1日(水)	<ul style="list-style-type: none">校長は、選定委員会からの答申に基づき、平成31年度使用教科用図書申請書を作成する。
8月3日(金)	<ul style="list-style-type: none">校長は、広島市教育委員会へ、平成31年度使用教科用図書申請書を提出する。

平成30年8月3日

広島市教育長様
(学校教育部指導第二課)

学校名 広島市立広島中等教育学校

校長名 久保田まゆみ

平成31年度使用中等教育学校(前期課程)用教科用図書選定資料(報告)

1 学校の特徴																			
<p>本校は、平成26年度に広島県初の中等教育学校として開校し、「高い志を持ち品格を備えたグローバル人材の育成」を学校教育目標に、中高一貫教育校として、生徒の個性・能力を最大限に引き出し、生徒が希望する幅広く多様な進路を実現する活力のある学校を目指している。</p> <p>「リーダーシップの育成」「伝統文化の継承と品格の育成」「知的探究能力を育成する探究活動」「グローバルな視点をもつコミュニケーション能力の育成」からなる「L I S Iプロジェクト」を教育の柱として、これらの柱のもと、縦割り行事、剣道の必修や茶道体験、探究活動を通じた論文作成、イングリッシュキャンプ・英語教育研究校としての特色ある取組み等を有機的に結びつける6年間を見通した教育活動を計画し実践している。</p> <p>平成31年度は、1期生が最高(6年)学年となり、広島中等教育学校の完成年度となる。</p>																			
2 生徒の実態																			
<p>学校での学習態度は落ち着いており、授業規律は守られている。学習活動だけでなく、部活動や生徒会活動等の自主的な取組みにも意欲的である。前期課程の段階から、系統的な進路指導を行っており、多くの生徒が目標をもって学習に意欲的に取り組んでいる。生徒の大半が大学進学を目指しており、難関大学を目指す生徒も多い。一方で、基礎的基本的な内容の定着に、きめ細やかな指導を必要とする生徒もいる。</p>																			
3 調査の観点及び視点																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観点</th> <th>視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>基礎・基本の定着</td> <td>○道徳科の学び方の示し方 ○主題名等の示し方</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>主体的に学習に取り組む工夫</td> <td>○問題解決的な学習を取り入れた工夫 ○体験的な学習を取り入れた工夫 ○道徳的価値について自分のこととして考え、自己の生き方につなげる工夫</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>内容の構成・配列・分量</td> <td>○取り扱う内容項目数 ○いじめの問題や現代的な課題等を踏まえた内容の示し方</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>内容の表現・表記</td> <td>○教材の内容を理解させる工夫</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>言語活動の充実</td> <td>○考えることや議論することが活発に行われるための工夫 ○考えをまとめたり、振り返ったりする活動の工夫</td> </tr> </tbody> </table>		観点	視点	①	基礎・基本の定着	○道徳科の学び方の示し方 ○主題名等の示し方	②	主体的に学習に取り組む工夫	○問題解決的な学習を取り入れた工夫 ○体験的な学習を取り入れた工夫 ○道徳的価値について自分のこととして考え、自己の生き方につなげる工夫	③	内容の構成・配列・分量	○取り扱う内容項目数 ○いじめの問題や現代的な課題等を踏まえた内容の示し方	④	内容の表現・表記	○教材の内容を理解させる工夫	⑤	言語活動の充実	○考えることや議論することが活発に行われるための工夫 ○考えをまとめたり、振り返ったりする活動の工夫
	観点	視点																	
①	基礎・基本の定着	○道徳科の学び方の示し方 ○主題名等の示し方																	
②	主体的に学習に取り組む工夫	○問題解決的な学習を取り入れた工夫 ○体験的な学習を取り入れた工夫 ○道徳的価値について自分のこととして考え、自己の生き方につなげる工夫																	
③	内容の構成・配列・分量	○取り扱う内容項目数 ○いじめの問題や現代的な課題等を踏まえた内容の示し方																	
④	内容の表現・表記	○教材の内容を理解させる工夫																	
⑤	言語活動の充実	○考えることや議論することが活発に行われるための工夫 ○考えをまとめたり、振り返ったりする活動の工夫																	

(様式4)

広島市立広島中等教育学校前期課程平成31年度使用教科用図書選定委員会規約

(設置)

第1条 広島市立広島中等教育学校前期課程（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の選定について審議するため、広島市立広島中等教育学校前期課程平成31年度使用教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員7人をもって組織する。

(委員)

第3条 次に掲げる者を委員とする。

- (1) 学校の校長・教頭・事務長・教務情報部担当者
- (2) 保護者代表・学校協力者会議委員代表・学識経験者
- 2 委員の任命及び委嘱は校長が行う。
- 3 委員の任期は、委員会の開催日から開催年の8月末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長とする。
- 3 副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、選定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定の内容については、教科用図書を採択する教育委員会の会議が開催されるまで非公開とする。

(調査員)

第6条 選定委員会に、専門の事項を調査させるため、調査員を置く。

- 2 調査員は、学校の教諭のうちから、校長が任命する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、学校において処理する。

(委任規定)

第8条 この規約に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規約は、平成30年6月1日から施行する。